

防火対象物の消防用設備の状況の公表（大津市火災予防条例の改正）

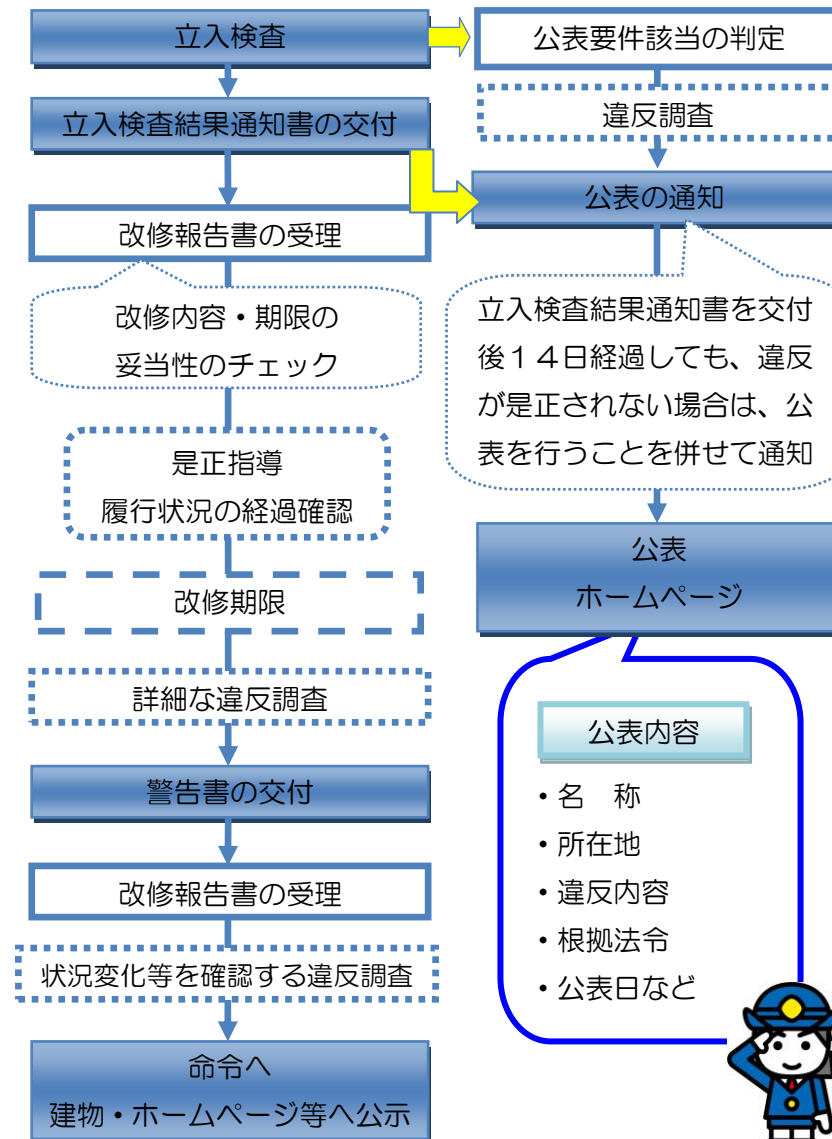
重大な消防法令違反が認められる建物をホームページで公表する制度を整備

1 公表制度の目的

重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、大津市の公報・ホームページや建物自体に命令内容が公示されることとなりますが、命令の公示までにいくつかの手続を踏まなければならない相当の期間（改修期間を含む。）を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物利用者等に提供されないこととなります。

大津市としては、これらの現状を踏まえ消防庁からの助言に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択・判断を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的に火災予防条例及び規則の改正を実施しました。

2 違反処理と公表の流れ



3 改正内容

1 公表の対象となる防火対象物

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する対象物や火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の方が利用する飲食店、物販店や福祉施設などの防火対象物（消防法施行令別表第1に掲げる（1）項～（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項、（16の3）項）を対象とします。

2 公表の対象となる重大な消防法令違反

上記1の防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められるものを対象とします。

3 その他

これらの改正の内容は、総務省消防庁が発出している平成25年12月19日消防予第484号通知を基本として作成しています。

また、京都や大阪等の全国20の政令指定都市では平成27年4月1日までに当該公表制度が条例化され、各消防機関のホームページ等で対象物が公表されています。

